

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	信用事業規程の変更又は廃止の認可（加工協）	根拠条項	第 9 6 条第 1 項（第 1 1 条の 4 第 3 項準用）						
審 査 基 準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 5 条の規定によることとする。								
	受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	2 月	目次
							標準経由期間	日	